平成18年3月10日 厚生労働省職業安定局 首席職業指導官室

厚生労働省では、平成16年度より、民間のノウハウを活用するという観点から、公共職業安定所(以下「安定所」という。)で安定した雇用に至らなかった長期失業者(注1)について、安定した雇用の実現を図るため、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着支援までを包括的に民間事業者に委託する標記事業(以下「事業」という。)を実施しているところですが、この度1年間の就職支援期間を終えた平成16年度第1四半期から第3四半期までの委託分(注2)について、その結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

- (注1) 安定所に求職の申し込みをしている60歳未満の者(平成16年度は、30歳以上60歳未満の者)のうち、離職後1年(雇用保険受給者にあっては、離職後1年かつ雇用保険受給終了後2か月、雇用調整方針の対象者にあっては、雇用保険受給終了後2か月)以上、安定所で求職活動に積極的に取り組んできた者であって、民間事業者の就職支援等の利用を希望する者。
- (注2) 事業は、長期失業者の多い全国10地区(都道府県別に見ると、北海道、東京、 埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、京都、兵庫、奈良及び福岡の11都道府県。 ただし、平成16年度においては、北海道、東京、愛知、大阪、福岡の5都道府 県)において、四半期ごとに、企画競争を実施し、民間事業者に委託(なお、平 成17年度第2四半期からは、企画競争において、事業者から提案された企画内 容の質及び委託費の価格を総合的に評価することとしている)。
- 1 事業を開始した平成16年度第1四半期においては、全国10の地区において、33 の事業者から、延べ69の企画提案があったところ。参加事業者数や企画提案総数については、その後第2、第3四半期とやや減少(表1)。

これを受け、第1四半期から第3四半期までに、延べ40の事業者が事業を受託(なお、平成16年度第2四半期委託分からは、一部の対象地区において、複数の事業者を選定できるようにしたところ)。

表1 「企画競争における民間事業者の参加状況」

対象地区	平成16年度				
	第1四半期分	第2四半期分	第3四半期分		
札幌地区	6	4	5		
東京中央地区	1 3	1 1	6		
東京城東地区	3	4	3		
東京城南地区	9	4	3		
東京多摩地区	6	4	3		
名古屋地区	9	5	6		
大阪中央地区	8	7	6		
大阪北地区	8	5	9		
大阪南地区	1	1	2		
福岡地区	6	4	3		
合 計(企画提案総数)	6 9	4 9	4 6		
参加事業者数(重複提案除く)	3 3	2 6	2 0		
受託事業者数(延べ数)	10	1 5	1 5		

2 民間事業者の就職支援を受けた者のうち、1年間の支援期間中に就職した者(雇用保険の一般被保険者資格を取得した者。安定所の紹介で就職した者を含む。)の割合(以下「就職率」という。)は、第1四半期の41.6%から、第3四半期は50.0%とやや上昇。このうち、民間事業者の職業紹介によって就職し、職業紹介に係る委託費(注3)の支給対象となった者の割合は、第1四半期の29.9%から、第3四半期は20.9%と逆に減少。また、これを民間事業者の就職支援を受けた者全体に占める割合(以下「民間事業者による就職率」という。)で見ると、第1四半期12.4%、第2四半期13.7%、第3四半期10.4%と1割強で推移。

なお、民間事業者による就職率は、事業者間における格差が大きく(別添資料のA社-128.0%、I社-31.6%)、さらに同一事業者においても受託時期、受託地区が異なると、就職率に大きな差が見られる(別添資料のA社-128.0%、A社-35.9%)。

一方、同時期に安定所の職業紹介等の就職支援のみを受けた長期失業者(民間事業者の就職支援を受けるための要件を満たしている長期失業者のうち、民間事業者の就職支援を受けずに、安定所の就職支援のみを受けることを希望した者)の就職率は、第1四半期の27.4%から第3四半期の34.7%へと上昇。

また、1年間の就職支援期間に加えて、職場定着の要件である6か月間が経過してい

る第1四半期委託分の長期失業者のうち、就職した者の職場定着状況(就職後6か月以上当該職場に定着した者の割合)を見てみると、民間事業者の就職支援を受けた者については76.3%、安定所の就職支援のみを受けた者については78.1%と、両者に大きな差は見られない。(表2)。

- (注3)事業における委託費の支給は、成果に対する評価に基づく報酬という観点から、 対象者の就職及び職場定着の状況に応じて、次のとおり委託費を支給(ただし、 平成17年度第2四半期委託分より、次の金額を上限として、民間事業者が申し 出た価格を委託費として支給)。
 - ① 対象者が民間事業者による就職支援サービスの提供を受けた場合 →対象者1人当たり20万円
 - ② 対象者が1年以内に民間事業者の職業紹介により就職した場合 →対象者1人当たり10万円を上記①に加算した額
 - ③ 対象者が1年以内に民間事業者の職業紹介により就職した後、6か月以上職場に定着した場合
 - →対象者1人当たり30万円を上記②に加算した額 なお、平成17年度第2四半期委託分より、対象者が1年間の支援期間中 に民間事業者自らの職業紹介によらずに就職した後、事業者による職場定着 サービスの支援を受け、6か月以上職場に定着した場合においては、③によ り申し出た価格の2分の1を上記①に加算した額を支給。

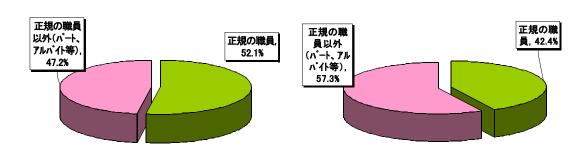
表2 「民間委託事業における支援期間内(注1)に雇用保険の一般被保険資格を取得した長期 失業者」 [平成16年度 第1・2・3四半期分 支援期間終了時点]

		民間事業者の支援を受けた者 (注2)				ハローワークの長期失業者 (注3)			
		人数	うち、一般被保険者 資格を取得した者				人数	うち、一般被保険者 資格を取得した者	
			(注4)		うち、職業紹介にかか る委託費の支給対象と なる者(注5)			(注4)	
		а	b	b/a	С	c/b	d	е	e/d
第1四半期		1, 006	418	41.6%	125	29. 9%	266	73	27. 4%
	うち職場定着の 状況(注6)	-	319 (76. 3%)	-	97 (77. 6%)	-	-	57 (78. 1%)	-
第2四半期		1, 014	484	47. 7%	139	28. 7%	40	11	27. 5%
第3四半期		1, 027	513	50. 0%	107	20. 9%	121	42	34. 7%

- 注1) 民間委託事業における支援期間とは、委託契約日の属する月の翌月から起算して1年以内
- 注2) 民間事業者の支援を受けた者とは、民間委託事業の委託対象者となった者のうち、実際に民間事業者の就職支援 サービスの提供を受けた者。なお、別途実施したアンケート調査によると、これらの者のうち8割以上が、民間 委託事業の対象となった後もハローワークを利用している。(下記6参照)
- 注3) ハローワークの長期失業者とは、ハローワークの利用のみを希望するため、民間事業者による支援を断った者 (ただし、第1四半期については、就職を急がない者や求職活動を中止した者を含む)
- 注4) 一般被保険者資格を取得した者とは、就職支援期間内に雇用保険資格取得手続が終了している者であり、調査時 点で把握可能な者。
- 注5) 委託費の支給対象となる者とは、民間事業者の職業紹介による就職に係る委託費の請求が行われ、その支給要件 を満たしている者。ただし、委託費は、事業を終了した日の属する月の翌月末日までに請求し、請求のあった日 の属する月の翌月末日までに支給決定を行う。
 - (最終の支給決定は、第1四半期が平成18年1月、第2四半期が平成18年2月、第3四半期が平成18年5月末日)
- 注6) 第1四半期については、支援期間終了時点より、職場定着の要件である6ヶ月間が経過している。
- 3 上記2の就職した長期失業者の雇用形態(第3四半期分のみ)を別途実施したアンケート調査で見てみると、正規社員になった者の割合は、民間事業者の就職支援を受けた者については52.1%、安定所の就職支援のみを受けた者については42.4%と、前者の方が後者に比べてやや高くなっている(図1)。

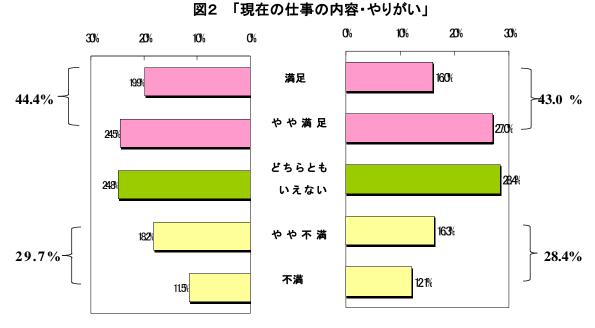
また、現在の仕事の内容・やりがいについて満足としている者の割合(「やや満足」としている者を含む。以下同じ。)は、民間事業者の就職支援を受けた者については44.4%、安定所の就職支援のみを受けた者については43.0%となっており(図2)、さらに、現在の仕事の賃金について満足としている者の割合は、それぞれ20.6%、19.6%とほぼ同様の水準となっているが、いずれにしても仕事の内容・やりがいに対する満足度よりも、賃金に対する満足度の方が相対的に低くなっている傾向がうかがえる(図3)。

図1 「現在の勤務先の雇用形態」



〔民間事業者の就職支援を受けた者〕

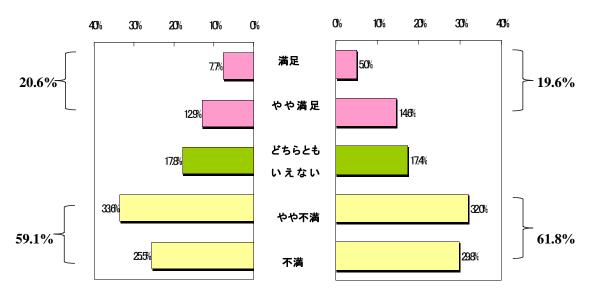
〔安定所の就職支援のみを受けた長期失業者〕



〔民間事業者の就職支援を受けた者〕

〔安定所の就職支援のみを受けた長期失業者〕

図3 「現在の仕事の賃金」



[民間事業者の就職支援を受けた者]

〔安定所の就職支援のみを受けた長期失業者〕

4 また、上記 2 の就職した長期失業者について、その就職経路を見てみると、 民間事業者の就職支援を受けた者(図 4-1)と安定所の就職支援のみを受けた者(図 4-2)のいずれにおいても、安定所経由の就職(安定所の紹介による就職又は安定所の求人を見て直接応募)が最も多くなっており、民間事業者の就職支援を受けた者についても、民間事業者経由の就職は安定所経由に比べて少なくなっている。

図4-1 「現在の勤務先に就職したときの経路・民間事業者の就職支援を受けた者」

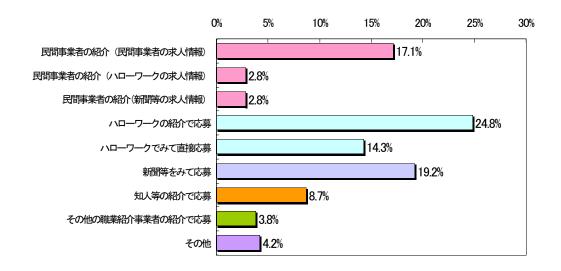
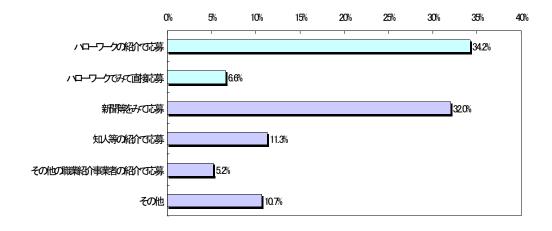
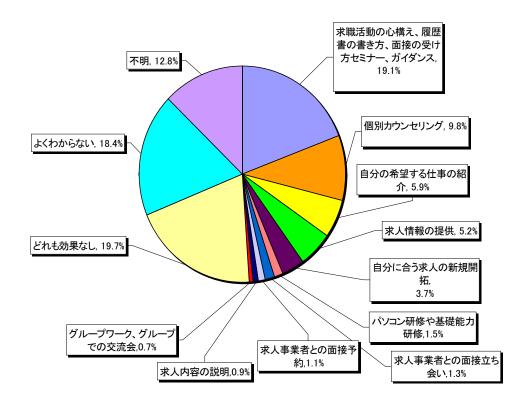


図4-2 「現在の勤務先に就職したときの経路・安定所の就職支援のみを受けた長期失業者」



5 さらに、民間事業者の就職支援を受けた者に、現在の仕事への就職に当たって一番効果があったサービスは何か聞いたことろ、「求職活動の心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等に関するセミナー、ガイダンス」や「個別カウンセリング」が比較的多く挙げられていたが、その一方で、「どれも効果なし」「よく分からない」とする者も多かった(図5)。

図5 「現在の仕事への就職に一番効果があったサービス」



6 一方、民間事業者の就職支援を受けた者が並行して安定所の就職支援を受けていた かどうかを見てみると、8割以上の者が並行して安定所の支援を受けており、その理由 としては、「多くの求人が見られる」「就職を急いでいる」が比較的多くなっている(図 6、7、8)。

図6 「民間事業者からの支援期間中にハローワークを利用した者の割合」

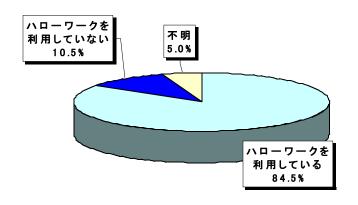


図7 「ハローワークを利用した理由」

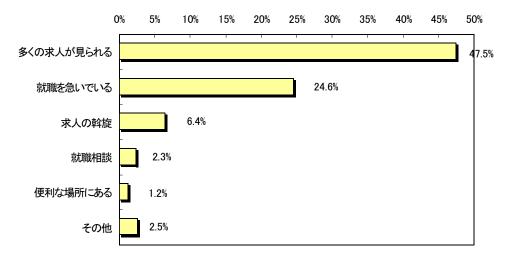
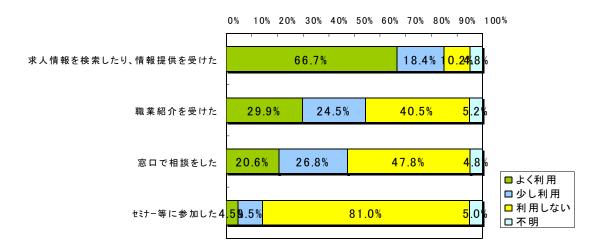


図8 「民間事業者からの支援期間中にハローワークで受けた支援状況」



7 なお、平成16年度第1四半期から第3四半期分として民間事業者に支払われた委託費(上記2(注3)の③の委託費については、現段階では反映されていない。)を、民間事業者の就職支援を受けた長期失業者のうち就職した者の数で除すことにより、長期失業者の就職1人当たりに要した委託費を計算すると、第1四半期で51万円、第2四半期で45万円、さらに第3四半期では42万円となる(表3)。

表3「民間委託事業によって長期失業者一人を就職させるのに要した委託費」 〔平成16年度 第1・2・3四半期分〕

	民間委 託事業	うち、一般被保険者資格を取得した者				実際に支払った委託費(注1)			就職者一 人当たり
	の支援			うち、職業紹介に		就職支援	職業紹介	委託費計	に要した
	を受け			係る委託費の支給		(20万円)	(10万円)		委託費
	た者			対象となった者		aに対する	cに対する		
						就職支援	職業紹介		
	а	b	b/a	С	c/ b	d	е	d + e	(d+
						(a×20万	(c×10万		e) /b
						円)	円)		
	人	人	%	人	%	万円	万円	万円	万円
第1四半期	1,006	418	41.6%	125	29. 9%	20, 120	1, 250	21, 370	51
第2四半期	1, 014	484	47. 7%	139	28. 7%	20, 280	1, 390	21, 670	45
第3四半期	1, 027	513	50. 0%	107	20. 9%	20, 540	1, 070	21, 610	42

注) 委託費は、事業を終了した日の属する月の翌月末日までに請求し、請求のあった日の属する月の翌月末日までに支給決定を行う。

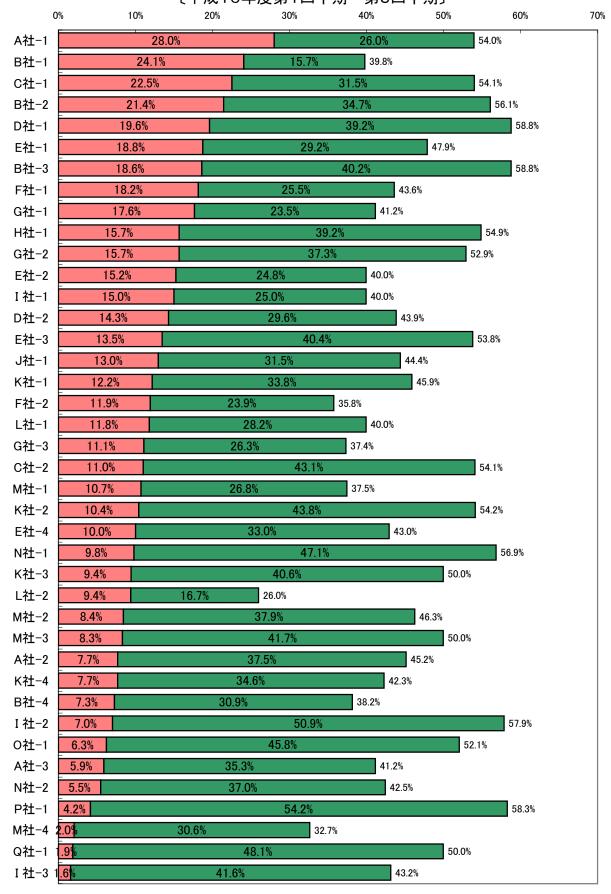
(最終の支給決定は、第1四半期が平成18年1月、第2四半期が平成18年2月、第3四半期が平成18年5月末日) また、就職支援及び職業紹介に加えて、支援対象者が事業者の職業紹介により就職した後、6ヶ月間職場定着 をすれば、さらに30万円が支払われるが、これについては現段階では把握されていない。 8 以上を総括すると、今回は、事業開始より3期分の途中経過について、数値計算に係る種々の制約がある中での報告にとどまるが、民間事業者の就職支援を受けた者の就職率は、そうでない者(安定所の職業紹介等の就職支援のみを受けた長期失業者)よりも14%から20%程度高いこと、また就職後の雇用形態についても、正規社員になった者の割合は、前者の方が後者よりもやや高いことから、事業は長期失業者の就職可能性を高める上で、一定の効果があったと考えられる。

しかしながら、上記4及び6で見たように、民間事業者の就職支援を受けた者の多くは、並行して安定所の就職支援を受けていることや、就職した際も安定所経由の就職が比較的多くなっていることを考えると、長期失業者の就職は、民間事業者の就職支援と安定所の支援が相まって実現したものと考えられる。

また、上記5で見たように、民間事業者の就職支援について、「どれも効果なし」「よく分からない」とする者も多くなっていることから、今後その原因を分析し、必要な改善策を講じることも重要であると考えられる。

民間事業者別就職率

(民間事業者による1年間の就職支援期間中に雇用保険の一般被保険者資格を取得した割合) [平成16年度第1四半期~第3四半期]



■民間事業者による就職率 ■安定所等による就職率

注)10対象地区の第1四半期~第3四半期における受託事業者のべ40社を民間事業者による就職率の順に並び替えたもの。なお、同一事業者で複数受託している場合は数字を付している。